

「家電リサイクル法」，「建設リサイクル法」，「食品リサイクル法」など，循環型社会の形成に向けて様々な法律を整備してきました。

「廃棄物処理法」も，平成12年6月に改正され，環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を策定することとされました。

また，都道府県は，これまでの「産業廃棄物処理計画」に替わり，国の基本方針に即して，一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

本県においては，これまで「鹿児島県産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）のほか，「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」（平成9年12月策定），「鹿児島県ごみ処理広域化計画」（平成11年3月策定），「鹿児島県分別収集促進計画」（平成12年2月策定，平成14年7月改定）などを策定し，廃棄物対策を進めてきましたが，これらの計画等との整合性を図りつつ，改正された廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき，平成14年3月に廃棄物処理計画を定めたものです。

（計画期間）

平成14年度～平成18年度

（基本的な考え方）

○一般廃棄物

- ◆排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆適正処理及び施設整備の推進
- ◆普及啓発及び一般廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

○産業廃棄物

- ◆排出事業者処理責任の原則の徹底
- ◆産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆産業廃棄物処理施設の整備促進
- ◆公共関与による管理型最終処分場の整備推進
- ◆産業廃棄物の適正処理の推進
- ◆普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

第6節 環境にやさしい農業の推進

消費者により安心できる農産物を安定的に供給できるよう，生産性と環境保全が調和した持続的な農業生産活動を推進するため，健全な土づくりを基本に化学農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくするなど環境にやさしい農業を推進しています。

1 環境にやさしい農業の総合推進

県・地域・市町村の推進体制の整備や生産者・消費者等に対する意識啓発をすすめています。

- ① 講演会の開催
- ② ブロック別研修会の開催
- ③ パンフレットやホームページ等による啓発

2 家畜排せつ物等の良質堆肥化

耕種部門と連携した良質堆肥づくりを進めるとともに、環境汚染防止対策の推進に努めています。

(表 1－88, 表 1－89)

表1－88 県内の家畜排せつ物の処理状況（平成15年）

(単位：千トン，％)

項 目	放 牧	堆 肥 化	焼 却	液 肥 化	浄 化 処	外 部 処 理		自 作 地	合 計
		処 理 施 設	施 設	処 理 施 設	理 施 設	堆肥センター (産廃業者委託)	堆肥センター	還 元 等	
固形物	21	1,865	12	0	0	37	451	1,422	3,808
液状物	15	48	0	66	1,032	33	33	708	1,935
計	36	1,913	12	66	1,032	70	484	2,130	5,743
割 合	0.6	33.3	0.2	1.1	18.0	1.2	8.5	37.1	100.0

表 1－89 共同利用堆肥生産施設の整備状況

(単位：カ所)

年 度	平成 9 年度まで	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
施設数	263	21	24	27	20	53	408

3 健全な土づくりと適正な施肥の推進

作物に応じた良質堆肥の利用を基本として、土壌診断、施肥基準に基づく適正施肥の推進や土層改良の推進等に努めています。

○耕種・畜産両部門の連携による良質堆肥の生産と利用推進

- ・良質堆肥生産利用推進協議会の設置（平成13年 7 月）
- ・地域における堆肥生産・利用実態調査など
- ・堆肥コンクールの開催
- ・堆肥生産利用研修会の開催

(表 1－90, 表 1－91)

表 1－90 土壌診断件数（平成15年度）

(単位：件)

実施団体	県	経済連	農済連	市町村	農協	その他	合計
件 数	72,100	50,391	32,818	67,891	7,455	120	230,775

表1－91 化学肥料の10アール当たり施用量

(単位：kg，％)

年 度	S60	H9	H10	H11	H12	H13	H14	14/60
窒 素	14.3	11.6	11.6	10.5	9.5	9.2	9.4	65.7
リン酸	11.4	10.1	9.0	8.2	7.2	7.4	7.1	62.3
カ リ	10.4	9.0	8.7	7.9	7.1	7.0	7.5	72.1
合 計	36.2	30.7	29.3	26.6	23.8	23.6	24.0	66.3

肥料年度：当年 7 月～翌年 6 月

4 適正な病虫害等防除の推進

病虫害発生予察、「農薬使用の手引き」に基づく適正防除の推進や生物的防除法の導入等による総合防除の普及に努めています。（表 1－92, 表 1－93）

表1-92 化学農薬の10アール当たり使用量

(単位：kg, %)

年 度	S60	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	15/60
殺 虫 剤	7.0	4.5	4.0	3.7	3.5	3.2	3.1	3.0	42.9
殺 菌 剤	1.4	1.9	2.2	1.8	1.8	0.9	0.8	0.7	50.0
殺虫・殺菌剤	0.8	0.4	0.7	0.5	0.4	0.7	0.6	0.6	75.0
除 草 剤	1.5	1.4	1.0	0.9	0.9	1.3	1.3	1.2	80.0
そ の 他	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.03	30.0
合 計	10.8	8.5	8.1	7.1	6.8	6.2	5.9	5.4	50.0

※農薬年度：前年10月～当年9月

○生物的防除法の事例

- ・顆粒病ウイルスによる茶のコカクモンハマキ等の防除
- ・施設ピーマン、トマトへの天敵昆虫、拮抗微生物を用いた防除

表1-93 病害虫発生予察情報の提供

(単位：件)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
定 期 情 報	12	12	12	12	12	12	12
注 意 報	5	9	2	3	0	4	2
警 報	0	0	0	0	0	0	0
特 殊 報	1	2	2	1	3	4	1
合 計	18	23	16	16	15	20	15

5 持続性の高い農業生産方式の導入状況

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の削減に一体的に取り組むエコファーマーの認定と支援に努めています。

(表1-94, 表1-95)

表1-94 エコファーマーの年次別認定の状況 (平成16年12月末現在) (単位：戸)

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	合 計
認 定 数	8	86	122	429	1,272	908	2,825

表1-95 エコファーマーの部門別認定の状況 (平成16年12月末現在) (単位：戸)

部 門 名	水稻	野菜	果樹	花き	茶	その他	部門計
認 定 数	879	1,434	227	11	287	25	2,863

※ 部門の重複があるため、表1-94と表1-95の合計は一致しない。

6 農業用廃プラスチック類の年度別処理状況

農業用廃プラスチック類の処理について、再生処理を基本とした適正処理を推進し、地域ぐるみでの回収体制の整備を進めています。

- ・県農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会の設置 (平成10年11月)
- ・県内全域に地域協議会の設置 (平成11年6月)

(表1-96)

表1－96 農業用廃プラスチック類の処理状況 (単位：t, %)

調査年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16(割合)
再生処理	625	1,888	2,295	2,393	2,584	2,882(54.7)
埋立処理	2,243	1,743	2,228	1,766	1,183	1,028(19.5)
焼却処理	958	53	32	52	57	88(1.7)
そ の 他	2,801	2,043	1,472	1,616	1,604	1,267(24.1)
合 計	6,627	5,727	6,027	5,827	5,428	5,265 (100.0)

※年度は、前年7月～当年6月

7 有機農産物等の生産支援

消費者により安心できる農産物を安定的に供給できるよう、有機農産物等を生産する農業者への支援等を行っています。(表1－97)

表1－97 化学肥料・農薬の使用量削減の取り組み状況 (単位：戸, ha, %)

項 目	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
化学肥料・農薬の削減の取り組み	9,196 (9.2)	7,958 (6.0)	9,623 (9.8)	8,397 (6.4)	9,844 (10.3)	9,151 (7.0)	8,530 (9.1)	9,202 (7.2)	6,247 (6.8)	6,262 (4.9)
ガイドラインでの取り組み	1,796 (1.8)	952 (0.7)	2,142 (2.2)	1,174 (0.9)	2,405 (2.5)	1,283 (1.0)	2,696 (2.9)	1,259 (1.0)	2,582 (2.8)	1,403 (1.1)
有機農産物生産の取り組み	306 (0.2)	165 (0.1)	269 (0.3)	188 (0.1)	258 (0.3)	206 (0.2)	169 (0.2)	162 (0.1)	164 (0.2)	205 (0.2)

※ガイドラインとは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(改正前)」をいう。

※()内の数字は、県全体に占める割合

8 環境にやさしい農業技術の開発・普及

家畜排せつ物等の良質堆肥化技術や化学肥料・農薬を削減する栽培技術等の開発・普及に努めています。

また、地域においては、農業改良普及センターが関係機関・団体と連携して、環境にやさしい農業技術を生かしつつ、安定的かつ効率的な農業経営に取り組む農業者に対し、技術・経営の両面から支援しています。

(表1－98)